

第 62 回サービス統計・企業統計部会議事概要

1 日 時 平成 28 年 2 月 1 日（月）12:55～14:30

2 場 所 総務省第 2 庁舎 3 第 1 会議室

3 出席者

（部 会 長） 西郷浩

（委 員） 野呂順一、宮川努

（審議協力者） 内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、埼玉県

（調査実施者） 経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室：間中室長ほか

（事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：清水政策企画調査官

　　総務省政策統括官付統計審査官室：澤村統計審査官、内山国際統計企画官ほか

4 議 題 商業動態統計調査の変更について

5 概 要

- 前回部会で委員から質問があった「経済産業省調査統計システムの概要」及び「丙調査及び丁調査における事務の流れ及び事務量」について、調査実施者から補足的な説明があった。その後、大規模卸売店の 9 月分商品手持額（在庫）及び 8 月分販売額の速報値について、再計算の結果及び再発防止策について、調査実施者から説明があった。
- その後、答申（案）について審議が行われ、一部修正を行うことを前提として、部会として了承された。なお、具体的な修正内容については、部会長に一任され、後日委員に報告することとされた。

委員からの主な意見等は、以下のとおり。

（1）「経済産業省調査統計システムの概要」について

- ・ 受託した民間事業者は、経済産業省調査統計システム（以下「S T A T S」という。）を利用して業務を実施するとの説明であるが、どのような業務の流れの中で利用するのか。
⇒ オンライン提出されたデータは政府統計共同利用システムから S T A T S に自動的に格納され、紙調査票で提出されたデータはパンチ入力後 S T A T S に格納する。受託事業者は、S T A T S の審査・集計機能を利用し、格納されたそれらのデータについて疑義照会及び集計表の作成等を行うこととなる。

（2）「丙調査及び丁調査における事務の流れ及び事務量」について

- ・ 未提出の件数は、時期によって大きく増減するのか。
⇒ それほど大きな増減は見られない。
- ・ 民間事業者から報告者に対して疑義照会等の連絡をすることにより、調査への協力が得にくくなるようなことはないか。

- ⇒ 経済産業省のウェブサイトや調査依頼状等に、①丙調査及び丁調査の審査・集計業務を民間事業者に委託すること、②当該民間事業者の名称や連絡先、③民間委託に当たっては、十分なセキュリティ対策を講じていること等を明記することにより、報告者の理解を得るよう努めることとしている。また、郵送調査の提出先を引き続き経済産業省とすることで、国の調査であることを明確にする予定である。
- ・ 督促や疑義照会について、民間事業者では対応が困難な場合には、経済産業省職員が直接対応するものの、民間事業者にノウハウの蓄積が進めば、職員が直接対応する業務量も軽減されるとの説明がなされたが、受託する民間事業者が変更されれば蓄積を一から行う必要がある。このようなところに民間委託の難しさがあるのではないか。

(3) 大規模卸売店の9月分商品手持額（在庫）及び8月分販売額の速報値の訂正について

- ・ 商業動態統計調査の期末商品手持額は国民経済計算の推計に利用されているが、その影響はどうか。
 - ⇒ 今回の商品手持額の速報値の訂正に伴う平成27年7-9月期1次QEへの影響について簡便な試算を行ったところ、流通在庫の実質GDP成長率への寄与度を0.1%ポイント程度押し上げる影響があるものと見込まれる。なお、1次QEについては、その時点において利用可能なデータを基に推計しているが、その後、商業動態統計調査の確報を含め新たに入手したデータを用いて推計された2次QEを昨年12月に公表しており、現時点においては、2次QEのデータを利用していただきたい。
- ・ 今回の訂正是甲調査に関するものであり、諮問審議の対象となっている丙調査及び丁調査に直接的な関係はないものである。しかし、将来的には本調査の民間委託の範囲が更に拡大される可能性があることを踏まえると、今後とも、集計誤りの再発防止策の徹底には十分御留意いただきたい。また、公的統計として重要な点であることから、2月の統計委員会でも、審議内容について報告することとしたい。

(4) 答申（案）について

- ア 「1 本調査計画の変更」及び「4 今後の課題」について
- ・ 民間事業者にノウハウが蓄積されることにより、調査実施者の業務が軽減されるとの説明があったが、重点的に職員が対応する要因分析業務についても、将来的には民間委託するという趣旨なのか。
 - ⇒ 将来的な可能性として、役割分担の更なる変更も有り得るという趣旨である。
 - ・ 民間事業者を育成し、その技能の習熟を図るという観点からは、委託後も民間事業者の能力や活用方法についてモニターしていく必要があるのではないか。
 - ⇒ それは民間委託を行う上で重要なことであり、調査実施者においても、当然なされるものと考えている。
 - ・ 前回の部会においても、契約の複数年化について意見が出ていたが、受託する民間事業者の設備投資や調査への習熟という観点からも検討すべきと考える。
 - ・ 統計調査全般についての民間委託の方向性等については、統計委員会でも意見が示

されているところであり、答申でも触れることはできないか。

- ⇒ 個別調査の答申において、他の統計調査も含めた全体的な方向性等について記載することは難しいのではないか。
- ⇒ 政府統計全般の民間委託に係る方針に触れた上で、本調査の民間委託について記載するとよいのではないか。
- ⇒ 1（2）に記載している「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定）を敷衍する形で記載することは可能ではないか。
- ⇒ 御意見を踏まえて対応を検討し、後日報告するが、文案は御一任いただきたい。

イ 「2 前回答申時の「今後の課題へ」の対応状況」について

- ・ 「今後の課題」において指摘されていた業界団体との意思疎通は、今後も継続されるという理解でよいか。
- ⇒ そのとおりである。

ウ 「3 オンライン調査の推進」について

- ・ 甲・丙・丁調査のオンライン化はある程度進んでいるものの、乙調査のオンライン回答率が6%にとどまるという点を踏まえると、委員会の判断としては「やむを得ない」ではなく、「更なる普及を期待する」等がよいのではないか。
- ⇒ 他の統計調査のオンライン回収率よりは高いと思われるものの、オンライン回収率の更に引き上げる余地があると考えられることから、御意見の趣旨で修正する。

6 その他

答申（案）については、平成28年2月16日（火）に開催予定の第95回統計委員会において、部会長から報告することとされた。

（以 上）